

令和7年度 当別町再生可能エネルギー設備導入推進事業補助金

太陽光発電設備・蓄電池
地中熱ヒートポンプ薪・ペレットストーブ、
ZEH・ZEH⁺
【個人向け・事業者向け】

申請の手引き

令和6年度からの主な変更点

- ・ 個人設置の太陽光発電設備 10万円/kW
※ 予算に達し次第、終了します。
- ・ 薪、ペレットストーブ補助 上限20万円
- ・ ZEH・ZEH

令和7年度申請から2か年契約が可能となりました。

この補助金は、みなさんと力を合わせ、温室効果ガスの削減に取り組む補助金となります。



目次

1. 事業の概要
2. 補助金について
3. 申し込み及び、申請方法
4. 補助金交付後について
5. 廃棄について
6. 補助金の返還等について
7. 消費税の返還義務等
8. その他

当別町では、当別町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、地球温暖化対策の一環として、当別町内にお住まいの方、事業所を持つ事業者に対して、太陽光発電システム及び蓄電池、ペレット・薪ストーブ、ZEH住宅、地中熱ヒートポンプ、寒冷地エアコン、エコキュートの設置に要する費用の一部を、予算の範囲内で補助し、普及を図ります（寒冷地エアコン、エコキュートは個人の方のみ）。

また、2050年ゼロカーボンシティを目指し、化石燃料の削減と再生可能エネルギーへのエネルギー転換を図ります。

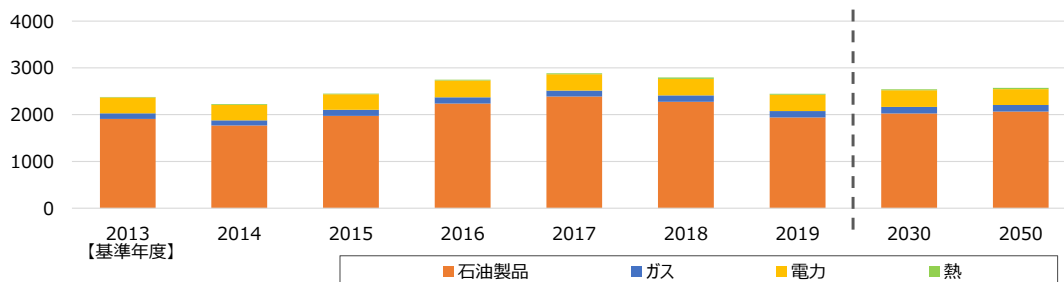
※環境省の脱炭素移行再エネ推進交付金 重点対策加速化事業に係る交付金を活用しています。

1. 事業の概要

当別町は、2050年ゼロカーボンを目指しており、今までの二酸化炭素排出抑制の取り組みが評価され、環境省の地域脱炭素を目指す重点対策加速化事業地域として認定されました。本補助金は、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金・重点対策加速化事業交付金」を活用したものです。

当別町内で使われる化石燃料や電力、ガスなどのエネルギー量を、使用されるエネルギー種ごとに消費量を推定すると、約8割が灯油やガソリンなどの石油製品であることがわかります。

エネルギー消費量(TJ)



特に冬の暖房エネルギーの石油製品の使用割合を減らす工夫が必要と考えます。そこで、灯油ストーブや灯油ボイラから、寒冷地エアコンなどのヒートポンプ機器に置き替えることで、エネルギー転換を進めて行き、また、そのエネルギーを、太陽光発電を活用し、再生可

能エネルギーで賄うことで、化石燃料を減らしていくことが、本補助金の趣旨となります。

2. 補助金について

2-1. 対象設備

- ・太陽光発電設備、蓄電池
- ・地中熱ヒートポンプ
- ・薪ストーブ、ペレットストーブ
- ・ZEH（ゼロエネルギーハウス）、ZEH+

2-2. 対象者

① 個人・事業者の方の共通事項

- ・当別町の税金等を滞納していないこと
※申込時点で当別町外に住所を有している方は、現に住所を有する市町村税等を滞納していないこと
- ・当別町暴力団排除の推進に関する条例（平成27年当別町条例第15号）第2条第2号に規定する暴力団員ではない方

② 個人の方

- ・当別町に住所を有する方、及び当別町に居住する予定の方。住所を有するとは、当別町の住民基本台帳に記録されていること
- ・申込時点で当別町外に住所を有している方は、実績報告書を提出する時までに当別町に転入する方であること
- ・当別町内の一般住宅に対象設備を設置する者、又は、対象設備の設置された当別町内の新築一般住宅を購入する者

③ 事業者の方

- ・当別町に独立した事業所を有し、事業を営む者、及び事業を営む予定の者
- ・申込時点で当別町に事業所を有していない方は、実績報告書を提出する時までに当別町内に事業所を有する方であること
- ・当別町内の事業所に対象設備を設置する者、又は対象設備の設置された当別町内の新築事業所を購入する者

2-3. 交付要件

＜各設備共通事項＞

- ・未使用品であること（中古品は対象外とする）
- ・性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等で確保されているもの
- ・各種法令等に遵守した設備であること
- ・設置した対象設備を当別町外に移さないこと
- ・設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること
- ・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（令和5年1月13日環地域事発第2301131号）の重点対策加速化事業の交付要件を満たすこと

① 太陽光発電設備

- ・再エネ特措法に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP制度の認定を取得しないこと
- ・本補助金によって得られる環境価値のうち、自家消費分に紐づく環境価値を補助対象者に帰属されること
- ・電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること
- ・再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFIT の認定を受けた者に対するものを除く）

② 蓄電池

- ・本補助金にて太陽光発電設備を新規に導入すること
- ・本事業で導入する太陽光発電設備の付帯設備であり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること
- ・停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- ・業務用蓄電池の場合、石狩北部地区消防事務組合火災予防条例に基づき、必要に応じて設置届出書を消防署へ提出すること
- ・下表の要件・基準を満たすこと

基準		技術基準
蓄電池		蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。※1・2
性能表示基準		初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。
安全基準	リチウムイオン蓄電池部	蓄電池部が「JIS C 8715-2」又はIEC62619に準拠したものであること。※3
	蓄電システム (リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)	JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2※4の規格も可とする。
	震災対策基準 (リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)	蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。※5
保証期間		メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。※6・7・8・9・10

性能及び表示基準	
初期実効容量	製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること）
定格出力	定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。
出力可能時間	・複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力（W）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（Wh）が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。 ・購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。
保有期間	法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。
廃棄方法	使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。 【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」
アフターサービス	国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

※1 初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※2 システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

※3 平成28年3月末までに、平成26年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「S BAS1101:2011（一般社団法人電池工業会発行）とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JISC8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。

※4 JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

※5 第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

※6 蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※7 当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

※8 メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※9 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※10 JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。

③ 地中熱ヒートポンプ

- ・地中熱利用については、暖気・冷気、温水・冷水、不凍液の流量を調節する機能を有すること。

④ 薪・ペレットストーブ

- ・薪・ペレットストーブ（木質バイオマスの熱利用）については、原料として利用するバイオマスの調達手段の確保が見込まれ、バイオマス依存率を60%以上とすること。

※木質バイオマスの依存率 = バイオマスの発熱量 ÷ (バイオマスと非バイオマスの発熱量) × 100)

※副燃料として化石燃料（石油、石炭等）を常時使用することを前提とするものは対象としない。（常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。）。ただし、家畜糞尿、食品残渣、下水汚泥等のみをバイオガスの原料にする場合は、バイオマス依存率を100%とする。

⑤ ZEH

- ・事業実施主体は、新築戸建住宅の建築主、又は新築戸建建売住宅（建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅）の購入予定者となる個人若しくは販売者となる法人とする。
- ・申請者は、事業実施主体（新築戸建建売住宅の販売者となる法人の場合を除く。）が常時居住する住宅であり、専用住宅であること（ただし、住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分がZEHを満たすこと）。
- ・ZEHロードマップの『ZEH』の定義を満たしていること。（※1※2）
- ・住宅の外皮性能は、地域区分毎に定められた強化外皮基準（UA値）以上であること。
（建築物省エネ法の当別町の地域区分 区分2：0.40 以下）
- ・設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。（※3）
- ・太陽光発電設備等の再エネ発電設備を導入すること。（※2）
（売電を行う場合は全量買取方式ではなく、余剰買取方式によること。）
- ・設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。（※1※2※3※4）
- ・申請する住宅について、省エネルギー性能表示にて、『ZEH』であることを示す証書を取得すること。（※5）

⑥ ZEH⁺

- ・ZEHの交付要件を満たしていること。
- ・設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から25%以上削減されていること。（※3）
- ・次のイ～ハのうち2つ以上を選択し導入すること。（※7）
イ：住宅の外皮性能は、地域区分ごとに定められた強化外皮基準（UA値）以上であること。
（建築物省エネ法の当別町の地域区分 区分2：0.30 以下）（※8）

ロ：HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。

ハ：再エネ発電設備により発電した電力を電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車に充電を可能とする設備、又は電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車と住宅間で電力を充放電することを可能とする設備を導入すること。（※8）

※1 本事業では、寒冷地（地域区分1又は2）、低日射地域（日射区分A1又はA2）又は多雪地域（垂直積雪量100cm以上）の場合に限り、Nearly ZEHも交付対象とする。この場合において、設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を加えて、基準一次エネルギー消費量から75%以上削減されている必要がある。なお、多雪地域は、建築基準法施行令第86条の規定により、特定行政庁が定める垂直積雪量100cm以上に該当する地域とする。

※2 本事業では、交付対象住宅がZEHの場合、北側斜線制限（2階建以上の住宅に影響が生じる場合）の対象となる用途地域等であって、敷地面積が85㎡未満である土地に建築される住宅（平屋建ての場合を除く）及び多雪地域（垂直積雪量100cm以上）に建築される住宅に限り、ZEH Orientedも交付対象とする。この場合において、設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されている必要がある。

※3 エネルギー計算は、建築物省エネ法に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）」に準拠するものとする。また、エネルギー計算は空調（暖房・冷房）、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除く。

※4 再エネ等を加えて100%以上一次エネルギー消費量が削減されていることの計算においては、売電分の創エネルギーを計算に含む。

※5 本事業では、「※1」に該当する場合に限りNearly ZEHを、「※2」に該当する場合に限りZEH Orientedであることも可とする。また、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号。以下、「改正建築物省エネ法」という）の施行に伴い変更された地域区分及び日射地域区分については改正後の地域区分でのみ申請を可とする。

※6 本事業では、「※1」に該当する場合に限りNearly ZEHであることも可とする。また、改正建築物省エネ法の施行に伴い変更された地域区分及び日射地域区分については改正後の地域区分でのみ申請を可とする。

※7 区分8の地域については、〔ZEH+の選択要件〕のうち「外皮性能の更なる強化」は選択できない。

※8 電気自動車又はプラグインハイブリッド車の保管場所を申請する住宅の敷地内に設ける必要がある。

2-4. 対象経費

① 太陽光発電設備

- ・太陽電池モジュール
- ・架台
- ・パワーコンディショナー
- ・その他付属機器
- ・工事費（据付、配線工事、柵塀に係る工事等）

※ 太陽光発電設備設置に係る既存建物の屋根補強費用は、自己負担

② 蓄電池

- ・設備本体（蓄電池、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）
- ・その他付属機器（計測・表示装置等）
- ・工事費（据付・配線工事等）

③ 地中熱ヒートポンプ

- ・設備本体（集熱器、蓄熱槽等）
- ・その他の付属機器（集熱配管、リモコン等）
- ・工事費（据付・配線・配管工事等）

④ 薪・ペレットストーブ

- ・設備本体（集熱器、蓄熱槽等）
- ・その他の付属機器（集熱配管、リモコン等）
- ・工事費（据付・配線・配管工事等）

⑤ ZEH ZEH+

- ・高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備に係る合計金額

2-5. 補助率・交付限度額・補助金額

事業者の場合、補助対象経費は、税抜き金額での申請となります。ただし、免税事業者の場合は、税込み金額で申請できる場合がありますので、ご相談ください。

① 太陽光発電設備

【一般住宅】 10万円×太陽光発電出力（kW）

【事業所】 5万円×太陽光発電出力（kW）

※太陽光モジュールの交渉最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方で計算する。kWは小数点以下切り捨て、1,000円未満切り捨てとする。

※申込順のため、予算に達し次第、終了します。

② 蓄電池

蓄電池の価格（円/kWh） × 1/3以内

【家庭用】 上限 12.5 万円/kWh 以下（工事費込み・税抜き）

【業務用】 上限 11.9 万円/kWh 以下（工事費込み・税抜き）

※ 対象経費の総工事費の税抜き額を設備容量（kWh）で除した費用が、

【家庭用】は 12.5 万円以下、【業務用】は 11.9 万円以下の工事となるよう努めてください。努めるとは、「複数者から見積もりの取得」や「販売事業者に対して条件を満たす価格の蓄電システムの調達可否の確認を行うこと」等です。この確認を行った上で、家庭用 12.5 万円/kWh 以下、業務用は 11.9 万円以下の蓄電システムの導入が困難であった場合には、家庭用 15.5 万円/kWh 以下、業務用は 19.0 万円以下を上限とする価格を交付対象とします。

※工事費の税抜き額を設備容量（kWh）で除した費用が 12.5 万円以下の工事が対象となります。kWhは小数点以下切り捨て、1,000円未満切り捨てとする。

③ 地中熱ヒートポンプ

- ・補助対象経費の2／3以内
1,000 円未満切り捨てとする。

④ 薪・ペレットストーブ

- ・補助対象経費の2／3以内（上限：20 万円）
1,000 円未満切り捨てとする。

⑤ ZEH（Nearly ZEH、ZEH Oriented）

- ・55 万円／戸 ※CLT を導入する場合、+900,000／戸

⑥ ZEH⁺

- ・100 万円／戸 ※CLT を導入する場合、+900,000／戸

3. 申し込み及び、申請方法

3-1. 申し込み書の提出について

受付期間内に以下の書類をゼロカーボン推進係に提出してください。

申込順で受付し、**予算に達し次第終了します**。予算に達した場合、その日に受け付けた申込者の中で抽選を行います。審査をして不備がない場合、また抽選となった場合、申込者全員に結果を通知します。窓口と郵送で申し込み出来ます。

① 受付期間

令和7年4月15日（火）～ 11月20日（木）

窓口**持込** 平日の午前9時から午後5時

郵送申込 11月20日（木）午後5時必着

※郵送の場合は、受付期間内に必ずお電話にて配達されているかご確認ください。未配達の場合は申し込み不可となりますので、ご注意ください。

② 提出書類

- ・当別町再生可能エネルギー設備導入推進事業補助金申込書
- ・見積書等の写し（対象経費及びその内訳が記載されたもの）
※見積者名義は、申込者本人です。
- ・仕様書等の写し（対象設備のメーカー、型式、仕様等が確認できる書類）
※ZEHの場合、仕様書等の写しは、高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備、照明設備等の仕様分かるものを提出してください。

3-2. 申し込み後の申請について

① 交付申請について

受付期間内に以下の書類をゼロカーボン推進係に提出（**窓口持込**）してください。交付申請書の記入は、別紙「交付申請書の書き方」をご確認ください。

② 受付期間

令和7年4月15日（火） ～ 11月28日（金）

③ 提出書類

【個人の場合】

- ・補助金交付申請書（別記様式第1号）
- ・町税等の滞納がないことが確認できる書類（完納証明書）
- ・見積書等の写し（申し込み時と変更がなければ省略できます。）
※見積者名義は、申請者本人です。
- ・仕様書等の写し（申し込み時と変更がなければ省略できます。）
※ZEHの場合、仕様書等の写しは、高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備、照明設備等の仕様が分かるものを提出してください。
- ・誓約書（別記様式第2号）
- ・設置位置がわかる図面等
- ・住民票
※ 発行後3か月以内の申請者の住民票
（3か月以内に転居してきたものについては、現住所の住民票）
※ 申請時、当別町の住民票を提出できない場合は、実績報告時に提出してください。
- ・※ZEH、ZEH+は、上記に加え、BELS評価書も提出してください。

【事業者の場合】

- ・補助金交付申請書（別記様式第1号）
- ・町税等の滞納がないことが確認できる書類（完納証明書）
- ・見積書等の写し（申し込み時と変更がなければ省略できます。）
※見積者名義は、申請者本人です。
- ・仕様書等の写し（申し込み時と変更がなければ省略できます。）
※ZEHの場合、仕様書等の写しは、高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備、照明設備等の仕様が分かるものを提出してください。
- ・誓約書（別記様式第2号）
- ・設置位置がわかる図面等
- ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書、又は現在事項全部証明書）等
※発行後3か月以内の登記簿謄本
※個人事業主の方で登記簿謄本のない方は、申込日時点で事業を営んでいることがわかる書類（営業証明書等）を提出してください
- ・※ZEH、ZEH+は、上記に加え、BELS評価書も提出してください。
- ・免税事業者は、消費税の申告時免税事業者であることが証明できる書類の写し

3-3. 交付決定について

申請書を受理し、審査を行った後、申請者へ補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第3号）をお渡しします。事業の着手（契約・発注行為）は、通知書を受けた後に実施してください。

※交付決定は、補助金の交付ではありません。申請に対し、補助金を交付すべきと認めたことをお知らせするものです。

※交付決定後の申請内容の変更又は廃止について

交付決定後に内容を変更又は廃止する場合は、補助金変更（廃止）申請書（別記様式第5号）を提出してください。後日、内容を審査し、変更後の交付決定額を記載した補助金変更（廃止）承認書（別記様式第6号）を通知します。

3-4. 実績報告について

申請者は、設備の設置が完了した日から30日以内又は令和8年1月20日（火）のいずれか早い日までに以下の書類をゼロカーボン推進係に提出（窓口持込）してください。

① 提出書類

- ・補助金実績報告書（別記様式第7号）
- ・対象設備の領収書の写し
※ 申請者が支払いし、設置事業者が領収したことが確認できるもの
- ・対象設備の工事内訳書の写し（納品書、請求書等）
※ 設置したもの、工事の内容などの明細がわかるもの
- ・振込先口座が確認できる書類の写し（申請者本人）
- ・設置した工事事業者の記載と申請者の記載がある対象設備の保証書の写し
- ・設置状況を示す写真（A4用紙に貼付して提出）
 - ＜太陽光発電設備＞ ①モジュール ②パワーコンディショナー ③分電盤
 - ＜蓄電池＞ ①本体 ②単線結線図
 - ＜地中熱ヒートポンプ＞ ①ヒートポンプユニット本体 ②熱交換槽 ③井戸ポンプ
 - ＜薪・ペレットストーブ＞ ①ストーブ本体 ②本体型番 ③煙突
 - ＜ZEH＞①家全体 ②各設備の写真（高断熱外皮設備、空調設備、給湯設備、換気設備、照明設備の本体写真と品番写真、再エネ発電設備の写真
 - ＜ZEH+＞ ZEHの内容に加え、HEMSの要件を選択する方は、設置後の写真。電気自動車（又はPHEV）の充放電設備の設置要件を選択する方は、自動車と充電可能がわかる充電設備の写真、又は自動車と住宅間で充放電可能であることがわかる充放電設備の写真

（太陽光発電設備の場合）

上記、実績報告の提出書類に加え、以下の書類を提出してください。

- ・電力会社による太陽光発電余剰電力受給契約確認書等の写し
※ 非FITであることが分かる書類を提出してください。
- ・太陽光発電設備の利用状況に関する書類等
※ 発電電力量、自家消費率（家庭用30%、業務用50%）、売電量がわかるもの

（太陽光発電設備の導入にPPA、リースを利用する場合）

上記、実績報告の提出書類に加え、以下の書類を提出してください。

- ・電力会社による太陽光発電余剰電力受給契約確認書等の写し
※ 非FITであることが分かる書類を提出してください。

- ・太陽光発電設備の利用状況に関する書類等
 - ※ 発電電力量、自家消費率（家庭用30%、業務用50%）、売電量がわかるもの
- ・事業者と請負事業者間の設置に係る契約書の写し
- ・PPA契約書又はリース契約書の写し

（ZEHもしくはZEH+の場合）

上記、実績報告の提出書類に加え、以下の書類を提出してください。

- ・新築戸建住宅又は新築戸建建売住宅に係る登記簿謄本
- ・国実施要領別紙2に定めるZEH又はZEH+であることを示す証書の写し

（事業所に対象設備を設置した場合）

上記、実績報告の提出書類（太陽光発電設備又はZEH等に該当する場合は、本要件の提出書類も含む）に加え、以下の書類を提出してください。

- ア. 消費税確定申告書の写し（一般事業者、簡易課税適用者の場合）
- イ. 付表2課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し（一般事業者の場合）

3-5. 補助金額の確定と振込について

実績報告による提出書類を審査した後、不備等がなければ補助金交付額確定通知書（別記様式第8号）を送付し、申請者が指定した金融機関の口座に補助金を振り込みします。

4. 補助金交付後について

4-1. 法定耐用年数について

- ・補助金を活用して導入した各設備は、「法定耐用年数」に基づき、処分（廃棄・譲渡・転用等）の制限を受けます。
- ・法定耐用年数は、太陽光発電設備は「17年」、蓄電池は「6年」、熱利用設備（薪・ペレットストーブは「6年」、地中熱ヒートポンプは「15年」）です。その間は廃棄や譲渡等の処分はできません。
- ・状況に応じて処分期間が異なる可能性もありますが、各補助対象者が各設備・機器を導入した時点の法定耐用年数を基準とします。

4-2. 設備導入後の定期報告について

今回、環境省への実績値の報告等を目的として、法定耐用年数を経過するまでの間、設置した設備等の稼働状況やエネルギー使用量など、町へのデータ等の提供を行っていただく場合があります。

- ・法定耐用年数期間中、太陽光発電設備で発電して自家内で消費した電力量（kWh）が、当該設備で発電する電力量の「家庭用30%以上」「業務用50%以上」（自家消費率）を保つことを環境省より求められていること、また報告を行う必要があることから、補助金交付の条件としてお願いするものです。
- ・太陽光発電設備を設置した各対象家屋における、「発電kWh」「売電kWh」「自家消費kWh」等の法定耐用年数期間中の1年間ごとの実績について取得します。

5. 廃棄について

- 太陽光発電設備については、本格的に普及が進んだ時期を考慮すると、2040年頃には寿命を迎える太陽光発電設備が多くなり、大量廃棄問題が発生するといわれています。廃棄については、「発電事業者」である所有者の皆様が責任を持つこととなります。
- 経済産業省（資源エネルギー庁）が2021年9月に公表、2022年4月に改定した「廃棄等費用積立ガイドライン」では、不法投棄等が行わないよう適切に廃棄処理がなされることを目的として、10kW以上の太陽光発電設備については、廃棄にかかる費用を外部機関にて定期的に積み立てていくことが原則義務化されています。
- これは、通常FIT・FIP認定を受けた設備を想定したのですが、今回の町補助金の原資となる環境省交付金の要綱において、この「ガイドラインを参考に、必要な経費の算定、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること」と決められていますので、ご理解をお願いします。
- なお、10kW未満の太陽光発電設備についても、経済産業省（資源エネルギー庁）が公表している「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」の第5節では、「必要な経費を見込んだ事業計画を策定するように努めつつ、適切な廃棄・リサイクルを実施すること」とされています。
- 蓄電池については、必要な経費を見込んだ事業計画を策定するように努めることとされています。使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること、又は蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池分の添付書類に明記されており、これらに準じた適切な廃棄・リサイクルの実施をお願いします。

以上により、寿命を迎えた太陽光発電設備・蓄電池の廃棄を行う際は、上記ガイドラインも参考に、皆様ご自身で廃棄等にかかる費用を積み立て、将来的な計画も考慮しつつ、設備（設備）導入と補助金の活用をお願いします。

6. 補助金の返還等について

- 引越等でやむを得ず途中で補助対象設備を処分する場合は、事前に町長の承認を受けていただくことになります。報告理由により、補助金を返還していただく可能性もあります。
- 虚偽の申請や報告を行った場合等、悪質である場合は、補助金を全額返還していただくこともありますので、ご注意ください。

7. 消費税の返還義務等

【概要】

- ・課税事業者は、課税売上高に対する消費税額から、課税仕入れに係る消費税額等を控除した額を消費税として納付することとなります。
- ・補助金収入は、消費税法上不課税取引に該当しますが、補助事業に掛かった経費を控除対象仕入税額に算入することも出来るため、報告された仕入控除税額は、事業者に対して重複して交付したことになります。そのため、町を通し国へ返還をする必要があります。

【返還義務者】

- ・補助金算定額を税込金額にて行った事業者（個人・法人）のうち、本則課税にて消費税の申告を行っている事業者。※簡易課税事業者・免税事業者は対象外となります。

【報告義務者】

- ・簡易課税事業者は、本事業を含む経理処理をした消費税の申告後、速やかに消費税の確定申告書の提出をお願い致します。
- ・免税事業者は、本事業を含む経理処理をした消費税の申告時免税事業者であることが証明できる書類のご提出をお願い致します。

【本事業について】

- ・本事業では、町民の皆様の作業負担を減らせるように、本則課税事業者については税抜にて申請をおこなって頂き返還の義務が生じないようにしております。
- ・個人事業主でない個人の方が家庭用の事業を申し込まれる場合は、返還・報告共に必要ありません。
- ・個人事業主である個人の方は、補助金を使用して得た資産を事業経費にはできません。家事按分して事業経費とした場合は、消費税の返還義務が発生します。消費税の返還と共に別途以下に記載のない多くの提出書類が発生しますのでご注意ください。

【提出書類・報告様式】

- ・本事業を含む経理処理をした確定申告時に免税事業者であることが証明できる書類（交付申請時）
- ・簡易課税方式の確定申告書（写し）（交付申請時と本事業を含む経理処理をした消費税の申告後速やかに）
- ・提出書類の作成時は、税理士等にご相談することをお勧めします。

8 その他

- ・その他、ご不明点は、Q & A集もあわせてご確認ください。

問い合わせ・申請書提出先

〒061-0292

北海道石狩郡当別町白樺町58番地9

当別町経済部ゼロカーボン推進室ゼロカーボン推進係

電話: 0133-27-5382（補助金専用）

E-mail : energy@town.tobetsu.hokkaido.jp